

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会開催要領

1. 目的

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」（平成 26 年 6 月 24 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）において示されている方針の下、行政機関及び独立行政法人等（以下「行政機関等」という。）が保有するパーソナルデータについて、その特質を踏まえた専門的な調査・検討を行うため、「行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催する。

2. 検討事項

- (1) 行政機関等が保有するパーソナルデータの特質を踏まえた、利活用可能となり得るデータの範囲、類型化及び取扱いの在り方
- (2) 行政機関等が保有するパーソナルデータの特質を踏まえた、保護対象の明確化及び取扱いの在り方
- (3) (1) 及び (2) に関する調査・検討等を踏まえた、総務大臣の権限・機能等と第三者機関の関係

3. 構成及び運営

- (1) 研究会は、総務省行政管理局長が開催する。
- (2) 研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 研究会に座長を置き、座長は、構成員の互選により定める。
- (4) 座長は、研究会を招集し、主宰する。座長が不在のときは、そのあらかじめ指名する座長代理がその職務を代行することができる。
- (5) 座長は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (6) 研究会は、公開とする。ただし、座長が公開することにより支障があると認めるときは、非公開とすることができる。また、議事要旨を作成し、研究会終了後速やかに公開する。
- (7) 研究会で配布された資料は、研究会終了後速やかに公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認めるときは、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (8) 座長は、上記のほか、研究会の運営に関し必要な事項を定める。

4. 庶務

研究会の庶務は、総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室において処理する。

(別紙)

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会構成員名簿

(敬称略、五十音順)

【構成員】

ふじわら しずお
藤原 静雄 中央大学大学院法務研究科教授 [座長]

おおたに かずこ
大谷 和子 株式会社日本総合研究所法務部長

さとう いちろう
佐藤 一郎 国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授

ししど じょうじ
宍戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授

しもい やすし
下井 康史 千葉大学大学院専門法務研究科教授

しょうじ まさひこ
庄司 昌彦 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター准教授／主任研究員

まつむら まさお
松村 雅生 日本大学大学院法務研究科教授

【オブザーバー】

個人情報保護委員会事務局

【事務局】

総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室